(二)従業員一人當リ金十五圓ヲ支給シ共済會費不拂分（以前積立タル未拂分現在二十一名ニテ三千五百圓アリ）ニ充當セシムルコト

(三)明十月十二日ヨリ全員作業ニ従事スルコト

右及申（通）報候也

7. 8. 7
4102

⑩ 合資会社森兼木工所爭議

名古屋市中区御器所町四丁目三七

労働者 二一名（解人 九名）

参加者 一一名

会社側ニテ不況ヲ理由ニ六月賃金平均一割値下ヲ発表シタルニ因リ労働者側ハ五ニ反対シテ会ヨリ罷業ニ入リ事業主ト交渉ヲ重ネタルガ会十三日解決書ニテ解決

要求事項

一、値下反対

解決事項

（協調會勞働課）